

平成 28 年 7 月 白杵市農業委員会定例総会議事録

平成 28 年 7 月 5 日（火）午後 13 時 30 分より白杵市役所野津庁舎（3 階）議事場において会長が 7 月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長
1 番 江藤 敏博 委員 2 番 後藤 益喜 委員 3 番 佐藤 政雄 委員 4 番 鶴田 茂資郎 委員
5 番 三浦 拙夫 委員 7 番 姫嶋 正則 委員 8 番 長田 徳行 委員 9 番 遠藤 喜一 委員
11 番 柳井 徳雄 委員 12 番 物延 亀一 委員 13 番 佐藤 幸子 委員 14 番 山下 幸延 委員
15 番 柳井 正二 委員 16 番 甲斐 徳 委員 17 番 足立 正徳 委員 18 番 堀 京子 委員
19 番 小川 一男 委員 21 番 川野 健治 委員 22 番 中野 定重 委員
欠席委員 6 番 小橋 勇二 委員 10 番 赤峯 勝幸 委員 20 番 足立 敏雄 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 和田 敬生 主幹

農林振興課

佐藤 忠久 総括課長代理 上田 絵理 主事

付議議案

議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 33 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 35 号 非農地証明願いについて
議案第 36 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 37 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

議案第 38 号 農業振興地域整備計画について

局 長 　ただ今から総会を始めます。

局 長 　開会のことばを、中野副会長が申し上げます。

局 長 　疋田会長より挨拶を頂きます。

会 長 　皆さんこんにちは、本日はお忙しい中、また大変暑い中 7 月定例総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。
6 月の月末には各地で大雨が降りまして、九州各地で大変な被害が出ております。また、7 月になりますと、高温注意報という
ことで大変暑い日が続いていく事でございます。

6 月には、皆さん方にご協力頂きまして子どもたちの食育という事で下南保育所と下南小学校の田植えも無事終わりました、
今下南保育所では園児たちは、皆様方が田植えをする写真を展示しているようでもございました。また今月の 12 日には野津地
区の食育という事で大豆の植え付けを計画しておりますので、大変暑い中お忙しいと思いますが、またご協力よろしくお願
いします。また、本会の議案につきまして、慎重なご意見、ご審議をお願いし、挨拶と致します。

局 長 　ありがとうございました。

局 長 　これより議案について、ご審議を宜しくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、疋田会長にお願い致します。

議 長 　それでは、議事に先立ち、最初に委員の定足数の報告を局長が致します。

局 長 　それでは、定足数の報告を致します。委員総数 23 名中、本日は小橋 勇二委員、赤峯 勝幸委員、足立 敏雄委員が欠席

となっております、出席委員は、20名となります。よって、臼杵市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告します。

議長 次に議事録署名委員の選任ですが、私に一任いただけるでしょうか。

－「異議なし」の声あり－

議長 それでは、議席番号15番 柳井 正二委員 議席番号21番 川野 健治委員に議事録署名委員をお願い致します。

議長 それでは、ただいまから議案審議に入ります。議案第32号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次長 議案書1ページをご覧ください。議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が、下記のとおりあったので提案する。平成28年7月5日 臼杵市農業委員会会長 足田忠公

2ページをご覧ください。番号1、田 1,545㎡を、耕地拡張のため、所有権移転するものです。

以上1件の申請については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。6月28日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。以上で、3条申請1件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいていますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

物 延

委 員 議案第 32 号農地法第 3 条規定による許可申請に関する現地調査を 6 月 28 日に実施いたしました。チェックリストと合わせて、報告をさせていただきます。番号 1 の申請についてです。売買により所有権移転するものです。申請地は 1 筆で、適切に管理されている土地です。3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 1 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり決定することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 33 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 議案 4 ページをご覧ください。議案第 33 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 農地法第 4 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。平成 28 年 7 月 5 日 白杵市農業委員会会長 疋田忠公

5 ページをご覧ください。番号 1、畑 200 m² を、平成 3 年 5 月より資材倉庫・事務所用地として利用していたものです。

追認案件であり、始末書が添付されています。農地の区分は2種農地となっています。

番号2、畑 130㎡ を、農地への進入道路用地として利用するものです。農地の区分は2種農地となっています。以上、2件の申請については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第4条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。以上で、4条申請2件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいていますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

物延

委員 6月28日に実施いたしました議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請に関する現地調査報告を行います。チェックリストと合わせて、報告をさせていただきます。

番号1の申請につきましては、申請地は1筆で、平成3年5月より工事を始めるに当たり、資材倉庫を建築し今日まで利用していたものです。追認案件でありますので、始末書も添付されています。審査項目である立地条件、審査項目にあります、立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類もそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号2の申請につきましては、農地への進入道路用地として転用するものです。申請地は1筆で、適切に管理されている土地です。審査項目である立地条件、審査項目にあります、立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類もそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。以上、4条申請2件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑が無いようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 33 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 — 「全員挙手」 —

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。 よって、議案第 33 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 34 号農地法 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次 長 議案書 7 ページをご覧ください。 議案第 34 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用賃借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。 平成 28 年 7 月 5 日臼杵市農業委員会 会長 疋田忠公

8 ページをご覧ください。番号 1、畑 469 ㎡ を、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。

番号 2、畑 450 ㎡を、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。

番号 3、畑 290 ㎡を、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。

以上、3 件の申請については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 3 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいていますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

物 延

委 員 議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する現地調査報告を行います。チェックリストと合わせて、報告を

させていただきます。

番号1についてですが、所有権を移転して一般住宅用地として利用するものです。申請地は1筆で適切に管理されている土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑩についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号2、所有権を移転して一般住宅用地として利用するものです。申請地は1筆で適切に管理されている土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑩についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号3、所有権を移転して一般住宅用地として利用するものです。申請地は2筆で適切に管理されている土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑩についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

以上、5条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 　質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議長 　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 35 号 非農地証明願いについて事務局より説明をお願いいたします。

次 長 議案 10 ページをご覧ください。議案第 35 号 非農地証明願いについて 非農地証明願いの提出が下記の通りあったので、提案する。平成 28 年 7 月 5 日 白杵市農業委員会会長 足田忠公

議案 11 ページをご覧ください。

番号 1、田 819 m²

長い間耕作されていないため、原野化した土地です。

番号 2、田 145 m²

長い間耕作されていないため、原野化した土地です。

以上、非農地証明願いについても、別紙、非農地証明願い申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載しておりますのでご覧ください。以上、非農地証明願い 2 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

物 延

委 員 6 月 28 日に実施いたしました議案第 35 号 非農地証明願いに関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。

番号 1 の申請についてです、申請地は 1 筆で昭和 60 年頃から耕作されておらず、竹林や雑木が生い茂り原野化した土地です。審査項目については③に該当するものと判断いたします。

番号 2 の申請についてです、申請地は 1 筆で昭和 50 年頃から耕作されておらず、雑木が生い茂り原野化した土地です。審査項目については③に該当するものと判断いたします。

以上、非農地証明 2 件についての報告であります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 　　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 　　質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これより議案第 35 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 35 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認いたしました。

議 長 　　次に、議案第 36 号 農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 　　議案 13 ページをご覧ください。議案第 36 号 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおり、あったので提案する。平成 28 年 7 月 5 日 白杵市農業委員会会長 足田忠公

別冊の農用地利用集積計画（第 7 号）「平成 28 年 7 月 5 日公告予定」1 ページをご覧ください。この利用権設定集計表は平成 28 年 6 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。主なものについてご説明します。中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。新規、再設定の合計で申し上げます。田については、24,579 ㎡、20 筆です。畑については、4,024 ㎡、3 筆です。合計面積は、28,603 ㎡、23 筆です。次に貸手、借手ですが、貸し手が 13 人に対しまして、借り手は 12 人となります。2 ページ以降については白杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっています。以上、簡単ではございますが、平成 28 年 7 月 5 日公告予定の農用地利用集積計画（第 7 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 　　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 36 号 農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 36 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 37 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

次 長 議案 14 ページをご覧ください。議案第 37 号農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

平成 28 年 7 月 5 日 白杵市農業委員会会長 疋田忠公

なお、この案件につきましては、主管課が、農林振興課となっておりますので、農林振興課より説明いたします。

佐 藤

総括課長代理 議案第 37 号農用地利用配分計画案について説明します。別冊資料の 1 ページ 2 ページをご覧ください。

一件目についてですが、対象地区は家野地区となっております。田 2 筆、合計約 10a を配分するものであります。なお、賃料については地権者と耕作者の合意に基づき、賃料 0 円の利用権設定となっております。以上、ご審議お願い致します。2 ページの農地図では、赤色着色の農地が申請農地でありまして、オレンジ色着色の農地が既に営農している農地で申請農地に隣接しています。

2 件目に入ります。別冊資料の 3 ページ 4 ページをご覧ください。対象地区は野田地区となっております。畑 1 筆、23a を、配分するものであります。なお、賃料については反当 1 万円となっております。4 ページの農地図では、青色着色の

農地が申請農地でありまして、赤色着色の農地が既に営農している農地で申請農地に隣接しています。以上の配分計画案についてご審議お願い致します。

議 長 　　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 　　質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 37 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、採決を行います。本件を原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 37 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 　　次に、議案第 38 号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 　　議案 15 ページをご覧ください。議案第 38 号農業振興地域整備計画の変更について 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、意見を求められたので提案する。

平成 28 年 7 月 5 日 白杵市農業委員会会長 疋田忠公

なお、この案件につきましても、主管課が、農林振興課となっておりますので、農林振興課より説明いたします。

佐 藤

総括課長代理 農林振興課が説明いたします。お手元の「農業振興地域整備計画変更案」でございます。農地につきましては地目は田、面積は 612 ㎡となっております。承認を受ける用途としましては、店舗用地となります。変更理由等につきましてでございますが、転用者は塩の加工・販売の事業を展開しております。現在、白杵市野津町のグループ企業である「(有)なずなジ

ヤパン」施設の一角で塩の選別・袋詰め・販売を行っておりますが、手狭であったことと、グループ企業の「（農）赤峰農場」で採れた農産物を青果で販売していたが、この度、グループ企業一丸となって加工から調理までできる施設（調理加工室・レストラン）を運営していこうと経営会議で決定したため、今回の申請に至ったものであります。

申請地以外の場所も検討いたしました。経営の効率化を図るためにも、当該地が最適地と考え選定したものであります。地権者についてですが、高齢（80歳）であり耕作はしておらず、また、後継者については農業をする意思もないため、今後、農地としての維持管理も困難な状況にあります。今後も効率的な生産は見込めない状況にあるため、農用地利用計画の変更（除外）については、やむを得ないものと考えております。

議長 担当地区の委員である小川さん、ご意見ありますか。

小川委員 意見は無いのですが、私の連絡があります。当該の10号線の下にございます三角の細長い三角地がありますが、これから先水田にしようと植えていたんですけど4・5年前から作っておりません。前にちょうどなすの店舗がありまして、人が一杯来る中で、こういった事業展開をするのではなかろうかと相談は無かったんですが、そういう思いであります。農林振興課がそういう意味でここに書いてあるような論調で許可相当もやむを得ないという事であれば、やむを得ないのでは無いのではないかと思います。

議長 他にご意見等ございませんか。

柳井委員 今、小川委員さんが言ったように、せめて地元の農業委員さんだけは理解をして頂くような、ただ出来た後で2重でこの中で論議をしても話になりません。それだけ、農業を粗にしていると私は感じます。過去何十年も農業をしながら、田んぼを守ってきて、ある日突然お店ができると、その事は良いんですが、地元の農業委員の事を大事にしていかなければこれから先は、おそらく農業委員さんに話がなくて、こうして議場で論議になる事が多くなると思っております。

色々な面で、後で農業委員さんが知りましたとか後で意見を聞きましたとか、そういう事でなくて、なぜ事前に小川委員さんに行政は相談しなかったかという事をお聞きしたいです。

佐 藤

総括課長代理 申請におきましては、地元の方、利害関係者の方等に説明をするようにと、申し上げていたんですが何らかの形で不手際があったのだと思っております。こちら側としては当然、農業委員さんに総会の中でご意見を頂く事になりますのでそれについてはちゃんとするという事については、重々指導したい事でございますけれども、今回の農業委員さんに連絡が行かなかったことについては、今後このような事が無いように、注意していきたいと考えております。大変申し訳ありませんでした。

小 川
委 員

今柳井さんから話があったんですけれども、場所が10号線の通りの激しい場所で、そこに新しい店が農地に出来るというのは皆さんが理解をする様な説明があつて良かったと思いましたが、一昨日に農業委員会の事務局さんからやりますという連絡があつただけで、農林振興課からは何の相談もありませんでしたし、なずなの塩、地権者さんからも連絡が無かつたという事ですので、せめて状況を見計らつて、もし影響を与えるような地域においては農業委員さんと十分相談をしてここに挙げるという事にして下さい。

佐 藤

総括課長代理 大変申し訳ございません、委員さんの言われるとおりでと思います。農地に関しましては農業委員さんのご意見がとても大事なものだと思っております。地域の農業を守って行くのは当然農業委員さんの皆様方が責任を持って預かっている中こちら側といたしましては申請がある度に言っているのですが手違いがあつたのだと思います。今後このような事が無い様に申請者と話をさせてもらいたいと思います。

議 長

今回の件は、地元の農業委員さんに相談が無かつたという事でございますので、今日の総会が終わりまして、地元の農業委員さんに説明を頂きまして、承諾を受けたら許可相当としてよろしいですか。

－異議なし－

議 長 それでは、議案第 38 号 農業振興地域整備計画の変更については、地元の農業委員さんの承諾を受けた後に、承認という事で宜しいでしょうか。

－異議なし－

議 長 では、そういたしますのでよろしくお願いします。

以上で、本総会の議案はすべて終了いたしました。委員の皆さんご協力ありがとうございました。（終了 14：30）